

# 市街地変容と景観の地域性の保全創出に関する研究

正会員 小 浦 久 子 君

本論文は、日常的な市街地景観を対象とし、その地域性を保全・創出するしくみや計画制度のあり方を示したものである。

景観研究は、今日、都市計画分野における重要なテーマであるが、初期の歴史的町並み景観や計画的市街地の景観に関する研究から、次第に一般的、日常的市街地の景観課題へと研究対象が広がってきた。本論文は、そうした景観研究の流れの中で、一般的市街地における個々の地域の地域特性に応じた景観を保全し、創出するためのしくみ・制度に焦点を当て、現場に即した実践的研究をすすめ、実務的に有用な成果を得ている点で、景観研究にひとつの局面を切り開いたものとして評価することができる。

本論文の優れた特徴は以下の点に集約することができる。

第一に、歴史的町並みや計画的市街地ではなく、一般的市街地の景観保全という課題を正面にすえて、京都・大阪・芦屋の対象地域について長期にわたって実践的な事例研究を進めてきた点である。歴史的伝統的な市街地のなかに現代的な住宅・商業など土地利用が混在し、独特の地域性を形作っているこれらの地域における景観価値の抽出に成功している。

第二に、景観を固定的な価値として捉えるのではなく、市街地変容の中でダイナミックに捉えるという方法論を展開してきたことである。

一般的市街地の景観は、絶えず変化する土地利用変容の中にあり、そこでの景観的特質を抽出することができなければ、その保全・創出はできない。本論文はそうした問題意識のもとに、対象地域において市街地変容を調査分析し、そこでの景観価値を解明しながら、市街地変容に対する調整として景観保全を捉える方法論を展開している。

第三に、そうした一般市街地での景観保全・創出の具体的なしくみ、制度開発の方法として、定性基準を景観保全・創出に生かすための「基準の地域化」という概念を提出し、これを具体的な現場で適用し、実践的成果を上げてきた点である。

一般的市街地といえどもその景観を保全・創出していくにはなんらかの基準やガイドラインが不可欠となるが、これを固定的絶対基準として定立することはできない。本論文はそのための手法として、イギリスの計画許可制度に学びながら、定性基準を地域ごとにガイドラインとしていく手法を「基準の地域化」として提起し、芦屋市において実践的な成果を収めている。

以上のように、本論文は、従来の景観研究に新たな一局面を切り開き、学術論文としてすぐれた内容を持つと同時に、具体的成果を収め、実践的有用性を有している点で高く評価することができる。

よって、ここに日本建築学会賞を贈るものである。